

## ManeAI サービス利用規約

この規約（以下、「本規約」という）は、株式会社ブイキューブ（以下、「当社」という）が提供するセールス・イネーブルメントサービス「ManeAI」（以下、「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。本サービスを利用する者（以下、「利用者」という）は本規約に同意するものとします。

### 第1条 本サービス

1. 当社は、本サービスにおいて、AI を用いた営業活動に関するデータの分析とフィードバック、およびそれに基づくセールス・イネーブルメントに関するアドバイザリー業務を提供します。
2. 本サービスの提供内容、契約期間、料金等の詳細については、個別の発注書等（以下、「個別契約」という）で定めるものとします。

### 第2条 規約

1. 本規約は、当社と利用者間の個別契約に関わる一切に適用されます。利用者は、常に本規約の最新の内容が適用されることを了承し、その内容を遵守するものとします。
2. 本規約と個別契約の取り決めが異なる場合には、個別契約の内容が優先して適用されます。
3. 本規約は民法第 548 条の 2 が定める定型約款に該当します。当社は、本サービスの提供に必要な範囲において本規約を変更する場合があります、当社ウェブサイト(<https://jp.vcube.com/terms>) に変更後の規約とその効力発生日を掲載し周知します。

### 第3条 申込み

1. 個別契約は、利用者が当社に所定の発注書を提出し、当社が所定の審査の上、当該申込みを承諾したときに成立します。
2. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 本サービスの提供が困難であると判断したとき
  - (3) 本規約に違反があるときまたは違反のおそれがあるとき
  - (4) 過去に当社との契約に違反したことがあるとき
  - (5) 信用状況に問題があると判断したとき
  - (6) その他当社が不適格と判断したとき

### 第4条 解約

1. 個別契約を更新せずに解約する場合は、契約期間満了日の 40 日前までに当社に書面で通知をするものとします。
2. 前項の期間内に解約の通知がない場合、契約期間満了日の翌日付をもって、同条件にて自動的に契約更新されるものとし、以降も同様とします。なお、契約更新後のキャンセルおよびご返金はできません。
3. 利用者は、30 日前までに当社に書面で通知することによって、個別契約を中途解約することができます。
4. 前項の中途解約をする場合、当初の契約期間満了日までの残りの利用料をキャンセル料として一括で支払うものとします。また、すでにお支払い済みの場合でも利用料は返金されません。

## 第5条 料金

1. 利用者は、当社が指定する方法に則り、個別契約に定める利用料を支払うものとします。なお、支払いに必要な手数料は利用者の負担とします。
2. 利用料または他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、利用者は、未払金額について、支払期日の翌日から完済の日まで年利 14. 6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 当社が受領した利用料は、本規約または個別契約に明示的に定める場合を除いて返金いたしません。

## 第6条 免責

1. 当社は、本サービスの提供において、正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性、ビジネス効果等いかなる種類の保証もいたしません。
2. 当社は、本サービスに関するシステムのアップデートを行うことがあり、それにより本サービスの仕様が変更となる場合があります。

## 第7条 変更の届出

1. 利用者は、以下のいずれかに該当する場合、当社に対して遅滞なく変更内容の届出を行うものとします。
  - (1) 住所または所在地を変更しようとするとき
  - (2) 商号または屋号を変更しようとするとき
  - (3) 代表者または事業主を変更しようとするとき
  - (4) 連絡先の電話番号またはメールアドレスを変更しようとするとき
  - (5) 決済方法や決済に必要な情報を変更しようとするとき
  - (6) 本サービスに関して窓口となる担当者およびその連絡先を変更しようとするとき
2. 前項の変更届出にあたり当社が利用者に対し必要書類の提出を求める場合、利用者は、すみやかに当該書類を当社に提出するものとします。

## 第8条 再委託

1. 当社は、本サービスに関する業務の一部を第三者に再委託できるものとします。利用者から要望があった場合、当社は再委託先の名称等の情報を利用者へ提出するものとします。
2. 再委託を行う場合、当社は、再委託先が本規約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、再委託に係る一切の行為について責任を負うものとします。

## 第9条 権利帰属

1. 本サービスの著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む、以下同じ）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の権利（以下、「知的財産権」という）は、当社または正当な権利を有する第三者（以下、「権利者」という）に帰属します。
2. 本サービスの個別契約は、当社または権利者の知的財産権の使用許諾を意味するものではなく、利用者は、当社または権利者の権利を侵害する恐れのある行為をしてはなりません。

## 第10条 提供情報の取扱い

1. 利用者は、本サービスに必要な範囲で自己の営業活動に関するデータ（以下、「営業データ」という）を当社に提供するものとし、当社は、AI を用いて営業データを分析したデータ（以下、「分析データ」という）

を作成し、利用者に提供するものとします。

2. 営業データおよび分析データの知的財産権は利用者に帰属します。利用者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲で当該データを利用することを許諾するものとします。
3. 当社は、営業データおよび分析データをAI モデルのトレーニング（学習）に利用いたしません。

### 第11条 個人情報の取扱い

1. 当社は、当社が定める「個人情報保護方針」（<https://jp.vcube.com/privacy>）および「情報セキュリティ基本方針」（<https://jp.vcube.com/isms/security>）の規定に則り、個人情報を適切に取扱います。
2. 当社は、個人情報保護に関する法令・ガイドライン等を遵守し、管理責任者の監督の下、個人情報の安全な管理保護体制を維持するものとします。

### 第12条 秘密保持

1. 当社および利用者は、個別契約に関連し知り得た相手方の業務上の一切の情報、および営業データ、分析データ、個人情報、相手方の顧客に関する情報（以下、総称して「秘密情報」という）を厳密に保持し、事前の相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報として取扱わないものとします。
  - (1) 開示時にすでに公知であった情報
  - (2) 開示時にすでに保有していた情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
  - (4) 開示を受けた後、秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
  - (6) 次条に規定する当社が作成した統計データの情報
3. 当社および利用者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、個別契約の遂行以外の目的で使用してはならないものとします。
4. 第1項にかかわらず、当社は本サービスの再委託先または提携先に対して、業務上必要な範囲に限り、秘密情報を開示できるものとします。その場合、当社は当該開示先に対し、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
5. 第1項にかかわらず、当社および利用者は、法令上開示が必要とされる場合、または秘密情報を知得することが合理的に必要である専門家（弁護士、公認会計士等、法令上守秘義務を負う者）に対し、秘密情報を開示できるものとします。
6. 当社および利用者は、個別契約が終了したときまたは相手方から要求があったときは、相手方の指示に従って速やかに秘密情報を返還、または安全確実な方法での破棄もしくはデータ消去をするものとします（法令上保存義務のある情報を除く）。また、相手方から要求があった場合はその事実を証明する書面を交付するものとします。
7. 当社および利用者は、秘密情報に関する紛失、漏洩等の事故が発生したときは、直ちにその旨を相手方に報告し、相手方の指示に従って迅速に応急措置を講じるものとします。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故および応急措置の報告ならびに事故再発防止策を書面により相手方に提出するものとします。
8. 本条の規定は、個別契約終了後も引き続き効力を有するものとします。

### 第13条 統計情報の活用

1. 当社は、特定の個人または法人が識別されない態様で本サービスに関連したデータを集積し、それを統計化した情報（以下、「統計データ」という）の作成を行う場合があります。
2. 当社が作成した統計データに関する著作権、その他の権利は当社に帰属するものとします。
3. 当社は、本サービスの改善や品質の向上を図る目的、または当社のサービスに関する営業活動の目的のために統計データを活用し第三者に開示できるものとします。

### 第14条 契約解除

1. 当社または利用者は、相手方が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告なく個別契約を解除できるものとし、解除された相手方は当然に期限の利益を失うものとします。
  - (1) 本規約または個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても、その違反状態が解消されない場合
  - (2) 期限内に債務を履行せず、相当の期間を定めてその履行を催告しても履行がなされない場合
  - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立てがなされた場合
  - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受け、または自ら申し立てた場合
  - (5) 手形、小切手を不渡りにする等、支払停止状態に陥った場合
  - (6) 公租公課の滞納処分等を受けた場合
  - (7) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があった場合
  - (8) 長期間連絡がとれない、または所在不明になった場合
  - (9) 契約を継続し難い著しい信用不安、重大な違反が認められる場合
2. 前項により個別契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した相手方に対して損害賠償を請求できるものとします。

### 第15条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、事前の書面による当社の承諾を得ることなく、個別契約に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

### 第16条 サービスの終了

1. 当社は、その独自の裁量により本サービスの提供を終了する場合があります。
2. 本サービスを終了する場合、当社は、原則として6か月前までに利用者へ通知します。やむを得ない事由により6か月前の通知が不可能な場合には、当社は可能な限り速やかに利用者に対して通知するものとします。
3. 当社が本サービスの事業を他の第三者に譲渡（合併、会社分割による場合を含む）した場合、本サービスに基づく権利および義務は譲受人に承継され、本サービスの提供は継続されるものとします。
4. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき生じた損害について一切の責任を負いません。

### 第17条 不可抗力

天災地変、火災、テロ、暴動、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、感染症の蔓延などの不可抗力、その他当社の責めに帰し得ない事由により、本サービスにおける業務の全部または一部の履行遅滞、履行不能ないし不完全履行を生じた場合、当社はその責任を負わないものとします。

## 第18条 損害賠償

当社および利用者は、本規約に違反しまたは自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に直接かつ現実に発生した通常の損害（特別損害および逸失利益を含まない）に限り、賠償する責を負うものとします。

## 第19条 反社会的勢力の排除

1. 当社および利用者は、自己またはその役員および実質上経営に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、現在および将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないこと、また自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社または利用者は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、何らの通知または催告を要せず、個別契約の全部または一部について当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、または解除できるものとします。
3. 前項の規定により個別契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した当事者に対して損害賠償を請求できるものとします。

## 第20条 紛争解決

1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。
2. 本規約は日本法に準拠するものとし、本サービスに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年12月12日 制定